

郡市別	東頸城		中頸城		西頸城		岩船		佐渡		總計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
二十年前	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425
十年前	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425
大正十三年	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425
大正十四年	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425
大正十五年	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425
三ヶ年合計	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425

全國小學兒童「トラホーム」患者年輪別百分比比例表 (文部省統計)

年	七		八		九	
性	男	女	男	女	男	女
大正五年	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425
大正六年	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425
大正七年	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425
大正八年	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425
大正九年	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425
大正十年	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425
十一年正	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425
十二年正	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425
十三年正	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425
十四年正	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425

年	十		十		十		十		十		十	
性	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
大正五年	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425
大正六年	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425
大正七年	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425
大正八年	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425
大正九年	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425
大正十年	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425
十一年正	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425
十二年正	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425
十三年正	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425
十四年正	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425

學年別地勢別小學校「トラホーム」表 (昭和二年新潟縣)

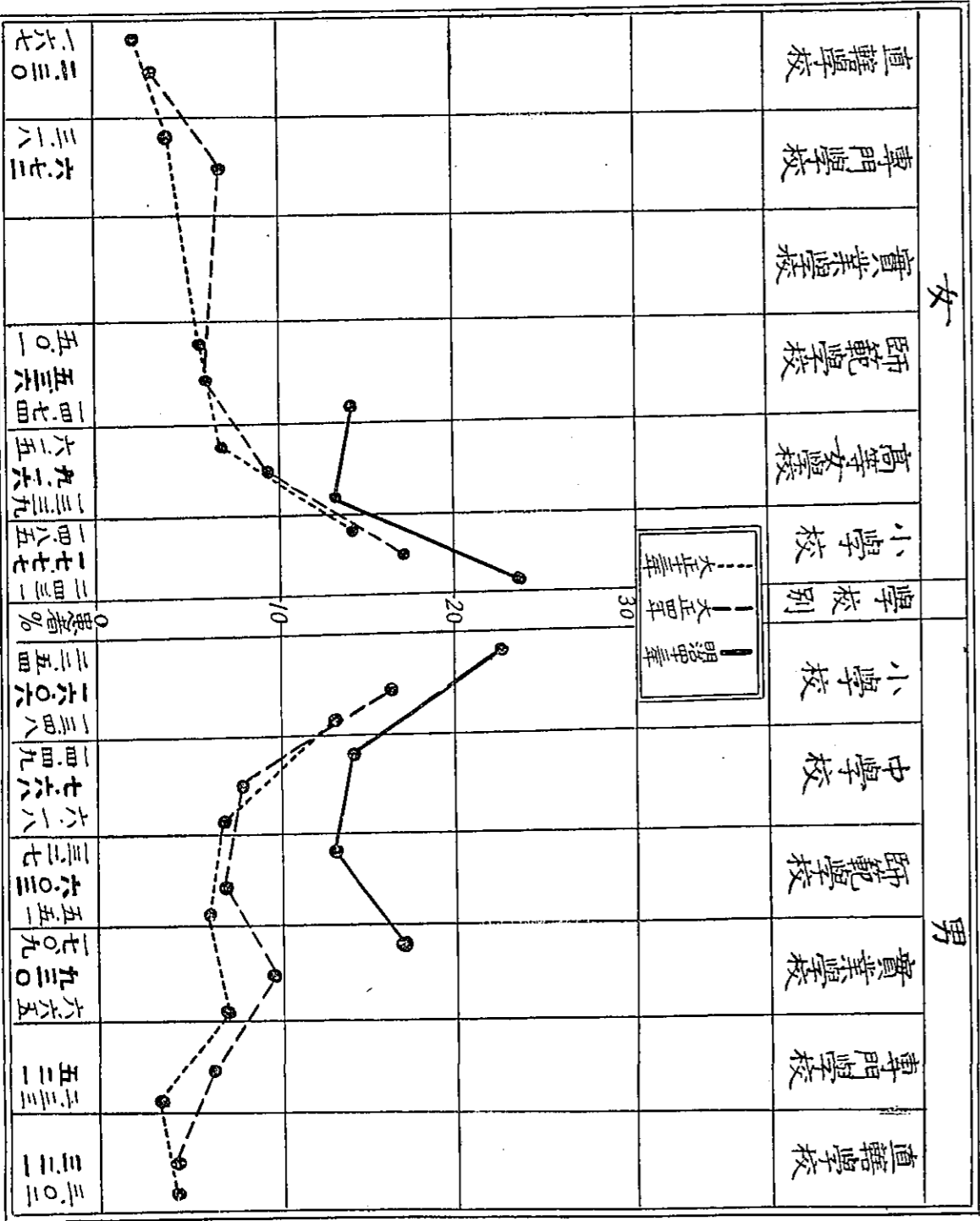
學年別	尋常一		同二		同三		同四	
	男	女	男	女	男	女	男	女
山	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425
地	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425
平	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425
海	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425
計	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425
町	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425
部	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425
農	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425
村	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425
漁	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425
計	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425

學年別	尋常五		同六		高等一		同二		合計		性別
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	
山	1,151	1,064	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	人口檢 患者數
地	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	比例
平	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	人口檢 患者數
地	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	比例
海	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	人口檢 患者數
岸	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	比例
計	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	人口檢 患者數
町	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	比例
部	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	人口檢 患者數
農	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	比例
村	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	人口檢 患者數
漁	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	比例
村	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	人口檢 患者數
計	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	比例

全國學校程度別「トラホーム」患者百分比例表

(文部省統計)

學校別	十三年	十四年	元大	二大	三大	四大	五大	六大	七大	八大	九大	十大	十一年	十二年	十三年
直轄學校(女)															
直轄學校(男)															
專門學校(女)															
專門學校(男)															
實業學校															
師範學校(女)															
師範學校(男)															
高等女學校															
中學校															
高等女學校															



第三節 陸海軍「トラホーム」

第一、陸 軍

我陸軍に於ける本病は一般民衆のそれに比し著しく低率なるは勿論なるも、此れを他の文明國陸軍に比すれば尙大なる遜色なきを得ず。今最近の實狀を以て比較すれば如次、此の事實は各國に於ける「トラホーム」の真相として受取り得べきや否、聊か躊躇なき能はざるも、假りに事實として採らんか如次。

年次別陸軍「トラホーム」患者比較

年次	フランス	アメリカ合衆國	日本
一九二三年	一〇二二人 一・三二%		一〇、一〇九人 五・一八%
一九二四年	一二〇人 一・五五%		一〇、一三五人 五・六三%
一九二五年		三五人	
一九二六年		一七人	

以下我陸軍部内「トラホーム」の消長並に現下の狀勢に就て大要を擧げんとす。

一、現役兵「トラホーム」消長

今我陸軍(各部隊の集計)の「トラホーム」消長を見るに、現役各部隊の「トラホーム」患者は、明治四十三年には六〇〇—七〇〇ありしもの、爾後多少の増減、殊に大正十年、十一年には尙四〇〇臺に在りしも、同十三年には遂に三〇〇臺に降りたること如次、

現役各部隊に於ける「トラホーム」患者

年次	陸 軍			海 軍		
	患者數	治癒數	除隊數	患者數	治癒數	除隊數
明治四十三年	六〇〇	五七	一五			

年次	患者數	治癒數	除隊數	事故止療	殘 留
明治四十四年	七四	六三	一		
同 元 年	五二	四三	一		
同 二 年	四三	三五	一		
同 三 年	四四	三五	一		
同 四 年	四四	三五	一		
同 五 年	四三	三五	一		
同 六 年	四二	三五	一		
同 七 年	三三	二五	一		
同 八 年	三三	二五	一		
同 九 年	三六	二八	一		
同 十 年	四一	三三	一		
同 十一年	四一	三三	一		
同 十二年	四一	三三	一		
同 十三年	三〇	二二	一		
同 十四年	三〇	二二	一		
同 十五年	三〇	二二	一		
同 十六年	三〇	二二	一		
同 十七年	三〇	二二	一		
同 十八年	三〇	二二	一		
同 十九年	三〇	二二	一		
同 二十年	三〇	二二	一		

備 考

- 一、陸軍の患者數は入院治療又は休業治療を要したる數
- 二、海軍の「トラホーム」患者は全數
- 三、本表は統計年鑑に依り作製

次に兵員百人に對する割合を見るに

大 正 四 年	〇・二〇%
同 十 二 年	〇・二〇%
同 十 三 年	〇・一五%
同 十 四 年	〇・一八%

となりて、漸次減少を示しつゝあるも、然も尙一九〇〇年頃、獨逸軍隊罹病率の約三倍に相當せり。

二、各部隊と「トラホーム」

更に之れを各部隊別となし、地方的分布の狀況を見るに次表の如く、大正十四年には第十一、第三及諸學校兵に多く、大正十五年には臺灣軍、諸學校、第四の兵に多し。

部隊別(現役兵)	トラホーム(順位)
第 大 正 十 四 年	0.48
第 一 軍 校	0.46
第 二 軍 校	0.46
第 三 軍 校	0.46
第 四 軍 校	0.46
第 五 軍 校	0.46
第 六 軍 校	0.46
第 七 軍 校	0.46
第 八 軍 校	0.46
第 九 軍 校	0.46
第 十 軍 校	0.46
第 一 師 團	0.46
第 二 師 團	0.46
第 三 師 團	0.46
第 四 師 團	0.46
第 五 師 團	0.46
第 六 師 團	0.46
第 七 師 團	0.46
第 八 師 團	0.46
第 九 師 團	0.46
第 十 師 團	0.46
第 一 旅 団	0.46
第 二 旅 団	0.46
第 三 旅 団	0.46
第 四 旅 団	0.46
第 五 旅 団	0.46
第 六 旅 団	0.46
第 七 旅 団	0.46
第 八 旅 団	0.46
第 九 旅 団	0.46
第 十 旅 団	0.46
第 一 中 隊	0.46
第 二 中 隊	0.46
第 三 中 隊	0.46
第 四 中 隊	0.46
第 五 中 隊	0.46
第 六 中 隊	0.46
第 七 中 隊	0.46
第 八 中 隊	0.46
第 九 中 隊	0.46
第 十 中 隊	0.46
第 一 小 隊	0.46
第 二 小 隊	0.46
第 三 小 隊	0.46
第 四 小 隊	0.46
第 五 小 隊	0.46
第 六 小 隊	0.46
第 七 小 隊	0.46
第 八 小 隊	0.46
第 九 小 隊	0.46
第 十 小 隊	0.46

以上陸軍現役兵の「トラホーム」は「休業又は入院治療を要したる」患者なるが外に尙服務しながら治療したる患者あり、即次の如し。

年次	服 務	治 療	患 者	推 定 兵 員
大 正 十 三 年	九、一四六	六七〇	九、八一六	一〇、一〇九
同 十 四 年	九、一二一	六九〇	九、八一一	一〇、三三五
同 十 五 年	七、六九五	四〇九	八、一〇四	五、六三
大 正 十 三 年			計	
			九、八一六	二九三
			九、八一一	三二四
			八、一〇四	一〇、三三五
			計	五、六一八
				五、六三

前表に依れば最近我國陸軍現役兵の「トラホーム」は年々一〇、〇〇〇内外あるものと見るべく、其罹病率は推算兵員總數に對し5%内外となる次第なり。

三、壯丁「トラホーム」と選兵損失 (添付壯丁「トラホーム」累年消長参照)

一方壯丁「トラホーム」(日本に於ける分布並消長の部徴兵検査成績表参照)分布(最近三年平均)を見れば、青森、茨城、福岡、岩手、高知県馬、秋田、愛知、山形、大分、奈良、香川、佐賀、大阪、長崎、宮城、栃木、兵庫、沖縄(何れも15%以上なり、尙各府縣別壯丁「トラホーム」順位表参照)にして必ずしも各部隊別表と一致せざるは、各部隊には各地の壯丁を混合せるものあるが爲なるべく、寧ろ一般「トラホーム」分布に近似性を有す。

次に明治四十二年以來の消長を見るに同年二・三・四%を指したるもの大正十五年には一・三・七%即約二分の一弱に減少せるは喜ぶべき現象と云ふべし。

尙選兵時の本病に依る損失は元來少數なるが、而も大正五六年の頃は内種三・八—九%、丁種一・%内外なりしもの、爾後遞減して、大正十五年には内種丁種併せて三・五%に降下しつゝあり。

又陸軍現役兵の服役上の損失は極めて少なく、殆んど數ふるに足らざる好況を呈せり、此れ重症「トラホーム」少なき爲なるが如し。

在營兵「トラホーム」患者表 (陸軍省)

内地	近衛師團	大正十二年		同 十三年		同 十四年		大正十四年	
		患者數	百分比	患者數	百分比	患者數	百分比	患者數	百分比
第一師團	〇・三	〇・九	三五	〇・六	三〇	〇・三	三三	〇・五	
第二師團	〇・〇	〇・八	一五	〇・三	三四	〇・三	一三	〇・〇	
合計	〇・〇	〇・四	六	〇・九	三	〇・五	九	〇・〇	

總計	國內											患者數	百分比	同	患者數	百分比	同	患者數	百分比	大正	患者數	百分比																					
	支那	關東	朝鮮	教員	醫學	化學	醫學	師範	師範	師範	師範												師範																				
總計	支那	關東	朝鮮	教員	醫學	化學	醫學	師範	師範	師範	師範	師範	師範	師範	師範	師範	師範	師範	師範	師範	師範	師範	師範	師範	師範	師範	師範	師範	師範	師範	師範	師範	師範	師範	師範	師範	師範	師範	師範	師範	師範		
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

備考  
一、本表は管内居住下士以下（豫後備應召者を除く）の事實にして就業患者を含まず。  
二、本表は帶患入營者を含む。  
三、大正四年には青島守備軍三名、中支那派遣隊一名の事實を略せるも總計には之を含む。  
四、既往二十年前に於けるものは調査不能。

年次	検査人員	患者	%	壮丁トラホーム累年消長千分比
明治四十二年	四五一、四九八	一〇四、四六二	二二・二	...
明治四十三年	四三三、四二四	九六、二七一	二二・三	...
明治四十四年	四〇八、七五三	八二、二〇五	二〇・一	...
明治四十五年	四五五、二八	一〇九、四五六	二四・〇	...
大正二年	四四八、二五〇	九七、四八七	二〇・四	...
大正三年	四四八、二五〇	九七、四八七	二〇・四	...
大正四年	四八八、二二六	八九、九三一	一八・六	...
大正五年	四八二、九二〇	八一、一六〇	一六・八	...
大正六年	四九一、八六八	八一、三三七	一六・五	...
大正七年	五〇八、三九七	七七、七六五	一五・三	...
大正八年	四九一、二九三	七二、九三一	一四・八	...
大正九年	五二四、八二三	七〇、三一四	一三・四	...
大正十年	五五九、四八二	七二、九七九	一三・一	...
大正十一年	五五九、四八二	七八、二五一	一三・九	...
大正十二年	五五五、〇四〇	八一、三九一	一四・六	...
大正十三年	五三三、〇二〇	七七、八一五	一四・五	...
大正十四年	五二二、一〇三	七二、五三三	一三・八	...
昭和元年	八四三、一七六四	一四二、四九二	一六・九	...

壮丁トラホーム累年消長

我海軍現役兵の「トラホーム」患者は少なし。統計年鑑所掲に依れば、陸軍と大差なきも、陸軍は休業及入院治療患者のみを表出し、従業治療を包含せず、海軍は全数とのことなるを以てなり。然れども之れを最近歐米文明國の海軍「トラホーム」に比すれば、尙遙かに高率なり（海軍「トラホーム」豫防施設の部参照）

海軍現役兵患者表

年次	患者實數	人員每百	患者%
大正十二年	四八	〇・四七	〇・四七
大正十三年	四八	〇・四五	〇・四五
大正十四年	四八	〇・四四	〇・四四
大正十五年	四八	〇・八一	〇・八一

而して其既往二十年來の消長を見るに、二十年前一・四二%十年前〇・七三%、最近三ヶ年間の平均は〇・五七%にして、極めて順調に遞減せるは邦家の爲慶すべし。尙治療成績に於ては一人平均三十日乃至三十二日間にて全治することより考察すれば、徴集に際し嚴選を旨とし、其初期に於て完全なる治療を加ふる結果ならん。

現役兵「トラホーム」検査並治療成績表

(海軍省調)

(昭和三年五月海軍省醫務局調)

年次	患者實數	人員每百	患者%	治療	
				患者數	治療日數
大正十二年	四八	〇・四七	〇・四七	三〇三	〇・四七
大正十三年	四八	〇・四五	〇・四五	三〇三	〇・四五
大正十四年	四八	〇・四四	〇・四四	三〇三	〇・四四
大正十五年	四八	〇・八一	〇・八一	三〇三	〇・八一

年次	患者實數	人員每百	患者%	治療
二十一年前	五三五	一・四三	一・四三	三〇
二十年(明治三十九年前)	三九九	〇・七三	〇・七三	三二
大正十五年	二八八	〇・四五	〇・四五	三二
大正十四年	二八四	〇・四五	〇・四五	三二
大正十三年	二八四	〇・四五	〇・四五	三二
大正十二年	二八四	〇・四五	〇・四五	三二
昭和元年	五五四	〇・八一	〇・八一	三〇

第四節 囚 團

刑務所に於ても、既に明治二十八年の頃(司法省より回答のまゝ)より「トラホーム」に注意を拂ひ、入所時検査を行ひ、爾後六ヶ月毎に反覆し患者は治療をなし來れりと云ふ。

囚人の入所時に於ける「トラホーム」は左表の如く至つて少なく、又在監人「トラホーム」の調査も別表の如く極めて少數なり。果して囚團衛生向上の賜とせんか、大に慶賀すべき現象なり。(聞くが如くんば何等かの事情の爲少數なりとのこと)

「トラホーム」検査並治療成績表

(司法省調)

年次	性別	検査人員	患者數	百分比	入所時		治療		療 效	
					感染數	百分比	患者數	余治者數	全治者百分比	全治日數
明治四十年	男	三、六七	一	〇・〇三	一	一	一	一	一	一
	女	九、七	一	〇・〇一	一	一	一	一	一	一
大正五年	男	三、六七	一	〇・〇三	一	一	一	一	一	一
	女	九、七	一	〇・〇一	一	一	一	一	一	一
大正十二年	男	三、六七	一	〇・〇三	一	一	一	一	一	一
	女	九、七	一	〇・〇一	一	一	一	一	一	一
大正十三年	男	三、六七	一	〇・〇三	一	一	一	一	一	一
	女	九、七	一	〇・〇一	一	一	一	一	一	一
大正十四年	男	三、六七	一	〇・〇三	一	一	一	一	一	一
	女	九、七	一	〇・〇一	一	一	一	一	一	一

年次	在監人員	「トラホーム」患者	%	年次	在監人員	「トラホーム」患者	%
大正二年	五七、〇九五	七九五	一・三九	大正九年	四八、〇八三	四〇〇	〇・八三
同三年	五〇、五九五	六三七	一・二六	同十年	四三、六五九	三三九	〇・七八
同四年	四九、七〇九	五四四	一・〇九	同十一年	四一、三一	四三五	一・〇五
同五年	四八、三四六	三四四	〇・七一	同十二年	三八、七五一	五〇五	一・三〇
同六年	五三、〇五二	三七一	〇・七〇	同十三年	三六、六二六	三七八	一・〇三
同七年	五一、八六九	四〇四	〇・七八	同十四年	三九、四一八	二八一	〇・七一

## 第五章 海外移民と「トラホーム」

### 第一節 我國海外移民開始年次

我が國人の海外移民としては米國に於けるもの最も早く、明治元年布哇に一人が渡航せしを以て嚆矢とし、次で明治十八年より續いて移民を出すに至れり。今諸外國に移民を出せる最初の年度を擧ぐれば左の如し。

洲	年次
佛領ニューカレドニヤ島	明治十六年
佛領西印度ガルツプ島	明治二十五年
メキシコ	明治二十七年
亞米利加合衆國及カナダ	明治三十年
ペルー	明治三十一年
フィリッピン	明治三十二年
英領太陽島	明治三十二年
アラジール	明治三十八年
	明治四十一年

### 第二節 移民に對する制限

されど亞米利加合衆國に於ては一九一七年より呼寄せによる父母妻子以外は移民として渡航不能となり次で、一九二四年以後に於ては絶對に禁止せられたり。

カナダに於ても近時一ヶ年百五十人を限り、入國を許可し居れり。其他の移民的諸國にありては身體検査の上入國を許可せらる。之等關係諸外國と「トラホーム」患者の入國に對する關係に就ては其の検査は相當嚴密を極むるものゝ如くにして何れも傳染性疾患中之之を包含し既に治癒せりと認むる「トラホーム」性癩痕に對しても入國を拒絶せらるゝものゝ如し。

### 第三節 移民検査に對する各方面との照覆

#### 第一、移民検査標準

之等關係諸國に於ける規定並本邦に於て各關係地方長官への通牒を擧ぐれば左の如し。

米國其他へ渡航スル者ニ對スル檢眼程度ニ關スル件

(明治四十四年九月二十一日附(送第七〇七二號通商局長ヨリ醫視總監北海道廳長官各府縣知事ニ通牒)

從來米國其他へ渡航スル者ニ對シ神奈川、兵庫及長崎ノ三縣廳所屬技師カ執行シ來リタル診眼ノ義ハ左記ノ標準ニ依リ各港一途ノ取扱ニテ檢眼ヲ爲スコトニ打合ヲ了シ尙ホ北米合衆國及英領加奈陀ノ各港ニ於テ我カ渡航者ニ對スル診眼モ略同様ナル標準ニテ檢査致居候趣ニ付之レニ該當スル患者ハ乘船港ハ勿論到着港ニ於テモ無事檢査ヲ通過スルコトヲ得サル次第ニ候條右ノ標準ハ適當ノ方法ヲ以テ渡航者及關係醫師ニ御指示ノ上罹病者ハ本人ノ利益上其居住地ニ於テ充分ノ治療ヲ加ヘシメ本邦乘船港並ニ先方到着港ニ於テ治療ノ爲メ徒ニ出費ヲ嵩メシムルコト無之様相當御配慮相成度此段申進候也

診眼標準

- 一、「トラホーム」
  - (イ) 顆粒、乳嘴増大及炎症ヲ併有スルモノ
  - (ロ) 顆粒ヲ認メサルモ「トラホーム」經過中ニ在ル加答兒ト認ムルモノ
  - (ハ) 癬痕ト化セルモ尙結膜組織間ニ炎症症候ヲ殘シ又ハ刺戟等ニヨリ炎症症候ヲ起サントスルノ虞アルモノ(單ニ癬痕ノミヲ殘セルモノハ妨ケナシ)
  - (ニ) 「トラホーム」ニ疑ハシキモノ
- 二、濾胞性結膜炎
  - (イ) 濾胞性結膜炎ハ上下眼瞼ノ何レニ存スルヲ問ハス不可ナリ
  - (ロ) 下眼瞼ニノミ濾胞存在シ炎症症候ヲ伴ハサルモノ所謂結膜濾胞ハ可ナリ
- 三、急性及慢性ノ膿漏性結膜炎、實布埜里性及格魯布性結膜炎、「コツホ、ウイクス」氏菌「モラツクス、アクセンフェルド」氏菌ニヨリ結膜炎、腫脹性結膜加答兒、春季加答兒其他梅毒性及結核性眼疾等

第二、内務省に於ける會議と「トラホーム」

大正元年十一月二十八日内務省ニ於テ渡航者十二指腸蟲卵檢査ニ關スル會議ノ決議事項右ノ決議事項中(ニ)渡航志願者ニシテ豫備的檢査ニ合格セル者ノ檢査中

其ノ第二號ニ於テ「以上ノ參集者ニハ先ツ「トラホーム」病ノ有無ヲ檢シソノ合格者ノミヲ更ニ十二指腸蟲病ニ付豫備的檢査ト同法ニヨリ檢査ヲ行フコト」トアリ

第三、「トラホーム」患者の入國拒絶

「トラホーム」患者ノ入國拒絶ニ關スル件

(大正二年十一月十一日附(通達第五六〇號)外務省通商局長内務省衛生局長宛)

本件ニ關シ在桑港帝國總領事代理ヨリ別紙報告ノ次第有之候條御參考ノ爲此段申進候也

(別紙)

公第二四〇號

大正二年十月八日

在桑港

總領事代理

沼野安太郎

外務大臣男爵牧野伸顯殿

「トラホーム」患者入國拒絶ニ關スル件

從來桑港ニ於テ船客上陸ノ際檢査ノ結果「トラホーム」ト決定セラレタル者ニシテ當國ニ事業ヲ有スルカ或ハ他ニ止ムヲ得サル事情ヲ有シ且ツ病症輕微ナル場合ニハ請願ノ上入院治療ヲ許可セラレ居リシモ今般別紙移民局長來翰寫ノ通九月二十九日付ヲ以テ移民總監ヨリ「トラホーム」ニ罹レル支那人ノ入院治療許否ニ關シ申越シタル次第有之右ハ入院治療許否ニ關スル本省ノ意向ヲ察スルニ足ル旨申越候即別紙來翰寫ノ一節ニ曰ク

移民局(華府)ニ於テハ本省ノ裁可ヲ經テ近來危險性傳染病患者ノ入國ニ對シテハ嚴重ナル取締方針ヲ取ルコトトナシ太平洋沿岸及大西洋沿岸諸港ニ於テモ同様ノ取扱ヲナスコトトナシ居レリ、而シテ入院治療ノ許否ヲ決定スルニ當リテハ第一容易ニ治療シ得ヘキヤ即チ輕症ナルヤ否ヤ第二年少者又ハ扶助ヲ要スル者ニシテ本國ニ親戚友人等モナク送還シ難キ事情アルモノナルヤ否ヤノ二點ニ關スル取調ヲ必要トス、然レトモ太平洋沿岸諸港ノ局醫ニ於テ本病ヲ容易ニ治療シ得ヘキ者ト決定シタル例ハ甚ダ稀ニシテ本病ノ如キハ治療ニ長時日ヲ要シ且ツ再發ノ虞アルヲ以テ困難ナルガ故ニ檢査證書ニテハ單ニ治療長時日ヲ要スル旨記載スルヲ例トセリ



右様ノ次第ニ付今後當國入國者ニシテ「トラホーム」ト決定セラレタル場合ニハ入院治療ヲ許可セラルルノ望無之殆ント總テ送還セラルルモノト思考セサルヘカラスト存候ニ付渡來者ノ本病検査ハ一層嚴重ニ御取計相成様致度尙再渡航者及觀光團員ナリトモ本病ノ決定ヲ受ケタル場合ニハ送還ノ虞ナシトモ限ラレス候ニ付本邦出發前充分御取締相成候様希望致候此段申進候拜具

第四、海外渡航者検査官會議要項書ノ件

(大正四年三月十二日附(第二〇〇號)内務省衛生局長發給(奈川、兵庫、長崎、沖繩四縣知事及外務省通商局長宛)

過般當省ニ於テ開催セシ海外渡航者検査官會議ニ於ケル協議事項ノ摘錄書別紙爲參考及送付候

海外渡航者検査官會議要項

大正三年十二月一日ヨリ三日マテ内務省ニ於テ海外渡航者検査官會議ヲ開ク其ノ要項左ノ如シ

「トラホーム」検査ニ關スル件

(一)「トラホーム」検査合格標準並之ニ就テノ意見、「トラホーム」検査標準ハ明治四十四年九月二十一日外務省通商局長ノ通牒(左記)ニ基キテ實行中ナリ目下別段之ヲ改正スルノ必要ヲ認メス上陸地ニ於ケル検査標準不明ナルカ爲送還者アリタル場合ニ抗議ヲ申込マントスルモ基クヘキ標準アラサルカ故ニ爭フコト能ハサル不都合アリ依ツテ外務當局ニ於テ米國官憲ヘ交渉ノ上右検査標準ヲ明示スヘキ様取計ハレタシトノ希望出テタルモ「元來本件ハ政策上ノ意味ヲ包含スルヲ以テ到底検査標準ノ協定ハ困難ナラン若シ強テ要求セハ却テ現狀ヨリモ不都合ヲ生スルカ如キコトアルニ至ラン依テ本件ハ現在ノ儘ニナシ置ク方得策ナラン」ト外務省出席者ヨリ申出アリタリ。出席検査官ノ談ニヨレハ上陸地ニ依リテ検査ニ手加減アリ目下最モ検査ノ嚴重ナルハ「ホル、ニシテ次ニ桑港、シヤートル、クコモ」ノ順序ナリ、比律賓ハ手加減一定セサルカ如シ、カナダハ極メテ寛大ナルモノノ如シ

第五、各國移民法拔萃

- 一、ベルギー移民健康證明書規則(一九〇六年八月十六日大統領)
- 第一條 (ハ)傳染病又ハ嫌疑スヘキ慢性病患者
- 二、北米合衆國移民法 一九一七年
- 第二十條第一項第八號 各種ノ結核患者又嫌疑スヘキ若ハ危險ナル傳染病患者
- 三、ブラジル外國人入國取締法 一九二一年一月六日法第四二四七號

各種ノ結核患者又ハ嫌疑スヘキ若ハ危險ナル傳染病患者

四、アルゼンチン共和國移民法令 大正十一年三月

第三十條 移民輸送船共和國ノ一地點ニ到着後検査醫一名及港務署吏員一名同地移民局吏員又ハ其代表者一名ヨリナル検査團直チニ船ニ至リ該船舶ノ衛生状態ヲ検査シ船長及船客ヨリ必要ナル報告ヲ求メ且本法ノ規定ヲ遵守セルヤ否ヤヲ検査ス其ノ適法ト認メタルトキハ船長ニ對シ其保管用トシテ一通ノ證明書ヲ交付ス然ラサル場合ニハ心附キタル違法行爲又ハ缺點ヲ詳記シタル報告書一通ヲ港務署ニ他ノ一通ヲ移民局ニ送附スヘシ

第三十二條 移民輸送ノ船長ハ惡性傳染病患者……ヲ共和國ニ輸送スルコトヲ得ス若シ之ニ違反スルトキハ船長ハ自費ヲ以テ之等ノ

乗船者ヲ送還シ且ツ本法第三十五條ニ定ムル罰金ヲ科セラルヘシ

同 (ハ)移民法第三十二條規定ノ傳染病ニ關スル令 一九一三、一二、二八、副大統領

第一條 移民法第三十二條ニヨリ結核病癩病又ハ「トラホーム」ニ罹リタル症候ヲ現ハセル凡テノ移民ニ上陸ハ之ヲ嚴禁ス

五、渡墨者ノ身體検査ニ關スル件

標記ノ件ニ關スル在墨西哥古谷公使電文寫別紙ノ通り送付候條御了知相成度

大正十五年一月一日

在墨西哥 古 谷 公 使

外務大臣宛

ソラ、シナロアニ於テ依然盛ナル支那人排斥ノ理由ノ一トシテ東洋人ハ「トラホーム」其他病氣ヲ持來スコトヲ高唱シ居ルノミナラス近來當國官憲ノ移民法規ノ勵行ノ態度ニ徴シ検査ノ勵行ヲ見ルト其ノ後ノ新聞報ニ依リテモ明ナルニ付過般渡墨本邦人中「トラホーム」疑似患者アリ問題トナリタルコトモアリ今後萬一渡航邦人中「トラホーム」等ノ患者發見セラルル時ハ本邦人ノ評判ニ非常ナル惡結果ヲ來スベキニ付墨國渡航者ノ身體検査ハ特ニ嚴重ニセラルル様致度

六、伯國行移民ノ「トラホーム」ニ關スル通牒

今回伯國行移民ノ「トラホーム」病ニ關スル件ニ就テ左ノ如ク内務省山田衛生局長ヨリ廳府縣長官宛通牒セリ

衛豫第八二九號

大正十五年一月十一日

二六八  
山田内務省衛生局長

廳府縣長官殿

伯國行移民トラホーム病ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ別紙寫ヲ具シ注意方外務省ヨリ申越候ニ付テハ右ニ依リ御承知ノ上可然御取計相成度  
(別紙寫)

大正十四年十二月十日

外務大臣宛

赤松總領事發

布哇丸移民廣島縣人森本イシハ「トラホーム」ノ爲其上陸ニ付問題ヲ生シ今尙解決ニ至ラサルトコロサントス港検査官ハ今後「トラホーム」患者ヲ絶對上陸セシメサル旨言明セルニ付爾後同患者ヲ渡伯センメサルヨウ取計ハレタシ最モサントスニ於ケル検査ハ望診ニ止マルヲ以テ輕症患者ニシテ船中治療ヲ怠ラサル者ハ乗船センメ差支ナカルヘン

リオデジヤネロ 本省 一九二七、一二、三

有吉大使

田中外務大臣宛

本年一月一日よりブラジル國現行衛生法規に照し移民中(イ)癩病、結核、「トラホーム」象皮病及癌腫に罹れる者(ロ)精神に何等異狀あるもの(ハ)盲啞者(ニ)手足切斷による勞働不能者(ホ)何れかの機官障礙に依る勞働不適者は當該船會社の責任として送還せしめ之を輸送したる正當の理由を申立てざる船長は百乃至五百「ミルレイス」の罰金に處せらるゝ旨其筋より各船會社へ通牒せるに付本邦關係の向へ注意方然るべく御取計相成度

以上の如く我國人の海外渡航者に對し「トラホーム」の爲め入國を禁止せらるゝは亞米利加合衆國、布哇、カナダ、メキシコ、ペルー、アルゼンチン、ブラジルにして、他の諸國に在りては多少緩なる點あるが如きも亞米利加合衆國最も嚴重を極め、殊に下級船客に對し然り。

第四節 移民に對する檢眼成績 (内地各地別) (附表參照)

大正二年地方及検査地別海外渡航者「トラホーム」及其他の疾病検査成績表によれば受檢者二九、四七六人中「トラホーム」患者六、〇〇六人

實に二〇・三三%を算せり。

大正五年地方及検査地別海外渡航者「トラホーム」検査成績表によれば受檢者一五、七六五人中「トラホーム」患者一、五五五人にして九八六%なり。

大正十四年には受檢者六、七九四人中、「トラホーム」患者五一六即人七・五七%なり。  
大正十五年には受檢者九、七〇一人中、「トラホーム」患者四八四人即四・九九%なり。  
昭和二年には受檢者一一、三六二人中、「トラホーム」患者三七七人即三・三二%なり。  
年々著しく減少しつゝあるは幸なり。

海外渡航者「トラホーム」検査成績表

年次	検査人員	患者數	%	年次	検査人員	患者數	%
大正二年	二九、四七六	六、〇〇六	二〇・三三	大正八年	一六、一〇〇	一、四四三	八・四〇
同三年	一九、四四〇	二、〇五五	一〇・五七	同九年	一五、〇三三	一、〇七七	七・一七
同四年	二二、七三三	一、九一一	八・四一	同十四年	六、七九四	五二六	七・五七
同五年	一五、七六五	一、五五五	九・八六	大正十五年	九、七〇〇	四八四	四・九八
同六年	三〇、九七三	二、四四三	七・八八	昭和元年	一一、三六二	三七七	三・三三
同七年	一七、九六一	一、五三三	七・八七	同二年	一一、三六二	三七七	三・三三

之等「トラホーム」患者は治療に至るまで治療をなし更に豫備的検査に合格せしものは出帆前三日目(二十八日出帆ならば二十五日を検査日とす)に乗船地に参集せしめ再検査を行はるものとす。

第五節 「トラホーム」による外國よりの送還者

「トラホーム」の爲め最近北米其他より送還を命ぜられたる者大凡左の如し。

上陸ヲ拒絶サレシ地	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年
ホノルル	七	三四	三七	四八	三一	六			
シヤトル	一	一		一	一			七	

合 計	上陸ヲ拒絶サレシ地			
	マニラ	ハルビン	晚香	桑坡港
一	三	一	一	一
三七	一	一	二	
三七				
五〇				
三三				
七				
八				
二				

カナダに於て一九二三年には輕症「トラホーム」患者一人中入國を許可されたれども一九二四年には移民一五人、一九二五年には移民一七人の「トラホーム」患者は入國を拒絶せられたり。

以上の如き状況にして「トラホーム」患者否日本民族の海外發展は恰も八方塞がりの形勢に陥りたり。蓋し各國共、自國領土の保全、自國同胞の繁榮の爲、無制限に他人種を包容するの大腹を示す能はざるべく、従つて政策的色彩を主とすること疑ひなきも、兎に角萬人の嫌忌すべき疾病たる以上又止む得ず。

各府縣別海外渡航者「トラホーム」檢診成績表

府縣別	大正二年		大正五年		大正十四年		大正十五年		昭和二年	
	受檢者	トラホーム比百分	受檢者	トラホーム比百分	受檢者	トラホーム比百分	受檢者	トラホーム比百分	受檢者	トラホーム比百分
北海道	一八	三・三	三三	三・八	一〇	一・〇	一四	三・三	一	〇・七
東北道	二二	三・三	二二	三・三	二	一・〇	二	一・〇	一	〇・七
関東道	一八	三・三	二二	三・三	一	一・〇	一	一・〇	一	〇・七
中部道	一八	三・三	二二	三・三	一	一・〇	一	一・〇	一	〇・七
近畿道	一八	三・三	二二	三・三	一	一・〇	一	一・〇	一	〇・七
四国	一八	三・三	二二	三・三	一	一・〇	一	一・〇	一	〇・七
九州	一八	三・三	二二	三・三	一	一・〇	一	一・〇	一	〇・七
支庁	一八	三・三	二二	三・三	一	一・〇	一	一・〇	一	〇・七
計	一八	三・三	二二	三・三	一	一・〇	一	一・〇	一	〇・七

府縣別	大正二年		大正五年		大正十四年		大正十五年		昭和二年	
	受檢者	トラホーム比百分	受檢者	トラホーム比百分	受檢者	トラホーム比百分	受檢者	トラホーム比百分	受檢者	トラホーム比百分
北海道	一八	三・三	二二	三・三	一	一・〇	一	一・〇	一	〇・七
東北道	二二	三・三	二二	三・三	二	一・〇	二	一・〇	一	〇・七
関東道	一八	三・三	二二	三・三	一	一・〇	一	一・〇	一	〇・七
中部道	一八	三・三	二二	三・三	一	一・〇	一	一・〇	一	〇・七
近畿道	一八	三・三	二二	三・三	一	一・〇	一	一・〇	一	〇・七
四国	一八	三・三	二二	三・三	一	一・〇	一	一・〇	一	〇・七
九州	一八	三・三	二二	三・三	一	一・〇	一	一・〇	一	〇・七
支庁	一八	三・三	二二	三・三	一	一・〇	一	一・〇	一	〇・七
計	一八	三・三	二二	三・三	一	一・〇	一	一・〇	一	〇・七

府縣別	大正二年		大正五年		大正十四年		大正十五年		昭和二年	
	受検者	トトラホーム比百分	受検者	トトラホーム比百分	受検者	トトラホーム比百分	受検者	トトラホーム比百分	受検者	トトラホーム比百分
福岡	一、九六六	三九・九	九、八八	六・八八	三、三六	六〇・二	四、四九	三・六	二、三	一・九
大分	一、四〇〇	二七・〇	六、〇〇	五・〇〇	三、〇〇	三・〇〇	三、〇〇	五・〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇
佐賀	一、三九〇	三三・〇	九、〇〇	五・〇〇	三、〇〇	三・〇〇	三、〇〇	五・〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇
熊本	二、三九〇	一六・四	一、三三	二〇・〇	四、〇〇	九・〇〇	四、〇〇	五・〇〇	二、〇〇	一・〇〇
熊鷹	二、三九〇	三三・〇	一、三三	二〇・〇	四、〇〇	九・〇〇	四、〇〇	五・〇〇	二、〇〇	一・〇〇
宮崎	一、三九〇	三三・〇	一、三三	二〇・〇	四、〇〇	九・〇〇	四、〇〇	五・〇〇	二、〇〇	一・〇〇
鹿島	三、三九〇	三三・〇	一、三三	二〇・〇	四、〇〇	九・〇〇	四、〇〇	五・〇〇	二、〇〇	一・〇〇
沖繩	五、九〇〇	一三・八	三、三三	三〇・〇	一、八八	一八・八	三、三三	七・〇〇	三、六八	二〇・〇
朝鮮	三、三〇〇	三三・三	一、三三	三〇・〇	一、三三	三〇・〇	一、三三	三〇・〇	一、三三	三〇・〇
臺灣	三、三〇〇	三三・三	一、三三	三〇・〇	一、三三	三〇・〇	一、三三	三〇・〇	一、三三	三〇・〇
合計	二〇、四四六	二〇・六	一、五七五	九・八六	六、七四	五・六	七、五九	九、七二	四、八四	四、九

## 第六章 「トラホーム」の傳染並病原論の推移

### 第一節 「トラホーム」の傳染に就て

#### 第一 素因に關係ありとする者

- 一、Vanckenannは一〇〇人の「トラホーム」患者を數年間觀察し、此れ等患者は日々他の四九七人と親密に交際せしにも係らず、數年の後之に感染せしもの僅々四〇人なること、並に一〇〇家族中傳染ありしは二九家族にして、而も僅に其一二人之に罹りたるに過ぎざること、及夫妻間の傳染は甚だ少數なりしこと等より、彼は「トラホーム」の傳染を主として個人的素因に職由するものとし、且何人にも傳染するが如きものに非らずと云へり。
  - 二、Guttmanも亦「トラホーム」患者の分泌物を移植するも常に「トラホーム」を起すものに非らずして、却りて單に加答兒を起すに過ぎざるもの多きを以て、「トラホーム」傳染は主として素因に由るものなりとせり。
  - 三、最近に於ても亦素因説を爲す者少なからず。
    - イ、淋巴性體質に關係ありとなすもの (カレンスカヤ K. m. f. A. B. 78.)
    - ロ、腺病質と密接の關係ありとするもの (スロー、ザムリア 1926. 1927.)
    - ハ、「トラホーム」素因 Prædisponatöse Konstitution は滲出性素質に屬すべきものにして、こは「トラホーム」の先天性素質をなすとするもの。
    - ニ、局處素因を認むるもの (June)
- ホ、「アツキタミノノゼ」の兒等に類「トラホーム」あり、故に本病は「ツキタミン」缺乏と關係ありとなすもの (ローヤルフランクリン 一九二五) 等あり。  
 之れに反し、Trkowskyは、Avenfieldと共に「トラホーム」の免疫を云爲する者あれども、人種も、氣候も、本病の免疫に關係なし」と云へり。

#### 第二 素因に關係なく傳染すとなすもの

## 一、家族傳染

Faverはトロンタール村の南部三地方民九五、〇〇〇の住民に對し「トラホーム」検査をなしたる際、次の如き興味ある事實を報告せり、即ち「トラホーム」罹病の五人の娘が一家族にあつて、此の娘等は家庭聖餐に依つて皆結婚した、其後同村民全部の検査をした結果新に出来た五家族は全部「トラホーム」患者で、新婦の「トラホーム」は最も古かつた」云々

Licamsは三三「トラホーム」の家族中、數年の内何れも皆六十七人の患者を出し、夫妻間には傳染最盛なり、著し此れ等下級民は兩親は多くの兒女と同衾し、兄弟姉妹は勿論職工徒弟、僕婢等にも同衾の風あり、其外全家族常に同一の洗面器を使用し、甚しきに至りては老幼擧つて一本の手拭を使用するが如きものすらあり、即ち「トラホーム」なるものは之等不衛生なる生活状態により傳染し、素因の有無に關係せずと」。

Fuchs及Adamickも、亦「トラホーム」は病毒の傳染に由りてのみ起り得ることを論じ。

Folterは或る小學校に於て「トラホーム」患者を検し、異級なりしも其兄弟のみ罹病し、他生徒は免れ居たるを見、又他の小學校に於て二〇人の「トラホーム」患者の内四人は同家族、又同時に其家族を検したるに、他の二兄及母も「トラホーム」なりしに反し、外出勝の父は健康なるに鑑み、「學校は「トラホーム」感染の主なる場所にあらずして、主として家庭に於て感染するものなり」と云ひ且「予の三十五年間の經驗に徴するに、醫師及看護婦は日々幾多の「トラホーム」患者に接するも、未だ之に感染したることなく、又上流の家庭に於ては「トラホーム」は甚だ稀れに見る、即住居、衣服、身體の攝生等、其の宜しきを得るの然らしむるの故ならん」と稱せり。

## 二、醫師の感染

乍然、醫師の感染云々は、次の事實に依り忽ち否定さるべし。Millingenに依れば、有名なる眼科醫のQuasenoは患者より傳染し、死するまで治らず、又Crisquet(「スキアスコープ」の發見者)は「トラホーム」患者を治療後之れに罹り一眼を失ひ(Gracie-Saunischによる)。

Denefle, Libbrecht, Copper, Riversも亦感染す。

本病の家族乃至家庭的傳染の顯著なる事例として、最近尙二三の報告あり、即

Ginsburg(一九二五年)は、一家七人の四歳乃至十三歳の兒女に就き、最輕濾胞性「トラホーム」より、重き癩瘡「トラホーム」に至る迄の各型「トラホーム」を發見し、悉く一人の子供より感染せるものとなし、且三年間繼續觀察したる結果なる旨を附加し報告せり。

又Sedan, Jean(一九二五年)も、一家七人の兒女が「トラホーム」ある看護婦より、全部感染せる旨を記載す。

## 三、洗面器に依る傳染

Cohnは主として、手拭及洗面器に依り傳染するものとなし、其例として一八六七年ブレスローの盲啞學校に就き検査し、寄宿生の大多數は「トラホーム」に罹り居る處より其原因を究めたるに、寄宿生は總て同一の洗面器を使用し居たり、之に反して通學生には一人の「トラホーム」をも發見せず。又カルニンンなる村は一八七八年迄は一名の「トラホーム」患者なかりしに、ウルラウプなる所より一人の「トラホーム」患者入込みし以來忽ちにして四十四人の患者を生ずるに至れり。而して村民等は一樣に共同の一大洗面器を使用し居たりと云ふ(洗面器と「トラホーム」参照)。

中泉は會て信州の或る山地の一小學兒童を検査し、其大多數は「トラホーム」に罹り居りたるを見て、原因調査の結果、同地方の兒童は洗面せず、且極めて不潔なれば、教師は大慈心を以て、共同の洗面器を與へ、學校に於て洗面せしめつゝありたりと云ふ。

露國クルスクの一聖堂に於て、只一箇の洗面器を三五人にて使用せる處何れも皆「トラホーム」に罹り居りしが、患者の治療と共に洗面器を各自供給以來再發なきに至れり(Schäfer)。

## 四、洗面器及手拭

Hermann, Cohnが、エジプト訪問の際、カイローの「アブサス」學校にては、清潔なる手拭と洗面器を出せるが、同學童の罹病率は二二%之に反し「セファルディム」學校にては手拭洗面器共出さざりしが罹病率は八〇%なりしと。

## 五、手拭浴場

Tosiasは會てキョエニツヒスベルヒに於ける「トラホーム」流行の際、主として小學兒童の犯されたるを見、此れ等兒童は皆共同浴場及共同手拭の使用となりしと云へり。(近世「トラホーム」全書参照)

## 六、手拭

Gosettiは三百人を收容せし感化院に於て、一人の「トラホーム」兒童より共同手拭を経て二百二十人に感染を來せしと報せり(手拭と「トラホーム」の項参照)

其他Faverのハンガリーに關する記事中「手拭の共用教會堂に於ける十字架の共用、聖水の使用、酒間の抱擁云々」及Meyerhofの煙草葉撰分者と、洗面器及手拭の共用並に新婦新婦の巡回洗面、乃至はCosterの東部印度スダン島に於ける、乳母及兒の「パチック」織手巾の共用等に依る本病の感染蔓延は、風俗習慣の部に詳細せるが如し。最後に洗面器及手拭に關しては尙本縣に於て調査したる興味ある成績あり(洗面器と「トラホーム」参照)

## 第三 傳染と接種試驗

本病の傳染性を確認すべく古來接種試験を行ひたるもの數多し。

人の結膜に接種したるもの

Wernack 1823, Pringer 1841 宮島、江口(一九〇七)は「トラホーム」病原體の傳染力を試験し濾過器を通過せざること猿にては潜伏期七日なること四十三度にては傳染力を失ふこと等を報告せり。

Heymann 其他の學者は、包括膿漏眼の小體を人又は猿に接種するときは膿漏眼様結膜炎を起し、其分泌中に小體を見ると云ふ。

Wolfum は一人の包括膿漏眼の分泌物を、二人の大人結膜に接種したるに、一人は「トラホーム」様顆粒を生じ癩痕を以て治癒せり。

Galt は十二人の健康大人結膜に分泌物を接種せしに、三十五日を経て乳嘴増殖及腫脹を來し、其或例に於ては輕度に顆粒を發生せり。但し徐々に炎症去りて癩痕なしに治癒せりと。

Schmidt(一八八七)は「トラホーム」六十二例に就て其分泌物及顆粒内容を鏡檢し、且培養試験を行ひ、同時に其得たる純培養を以て、犬、猫、兎、鼠及鳩に接種せり。其結果「トラホーム」は一種の寄生性結膜炎にして *Saite* 菌なるが如しと。

Nozswald(一八九一)は一種の糸狀菌を檢出し、兎の結膜に接種せしに皆陽性にして、四―五週の後特殊の變化を起せりと。

Bajardi(一九〇七)は新鮮「トラホーム」材料には傳染力あるも、濾過せるものにおいて之を圓心裝置にて其量を少くし、濃厚のものとなし、結膜下に注射するも「トラホーム」固有の病變を喚起せずと。

Marongin(一九〇八)は「トラホーム」病原體は濾過し得べきものなるべしと。

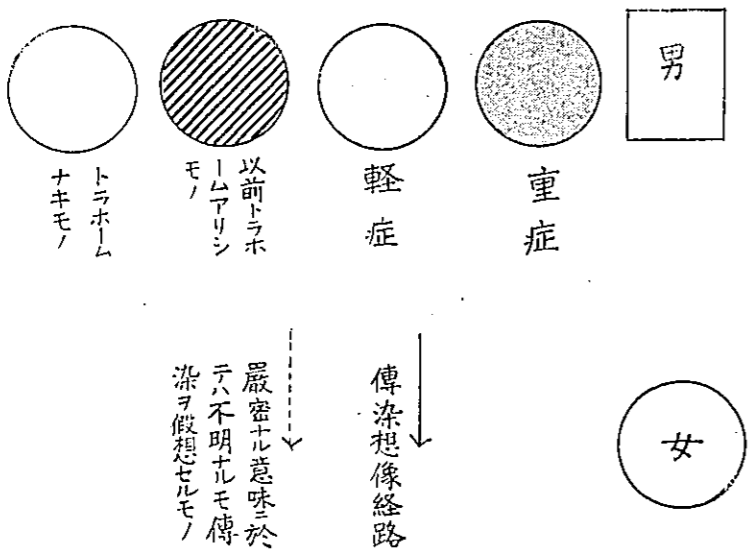
Lindner(一九二五)は婦人生殖器のプロワツエツク小體同様の所謂生殖器毒を大人眼瞼に移植して、毎當「トラホーム」像を呈する所より狹義に於ける「トラホーム」なるべしと。

野口 Cohon は「プロワツエツク」小體を増養し接種試験をなす。

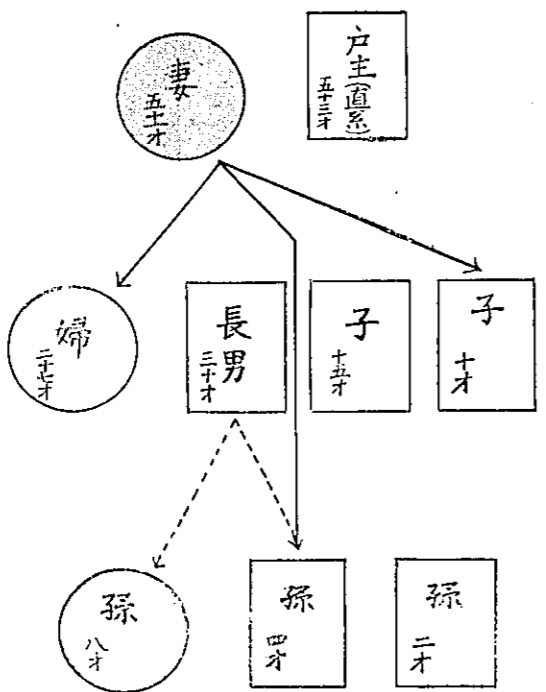
#### 第四 新潟縣に於ける家族傳染調査

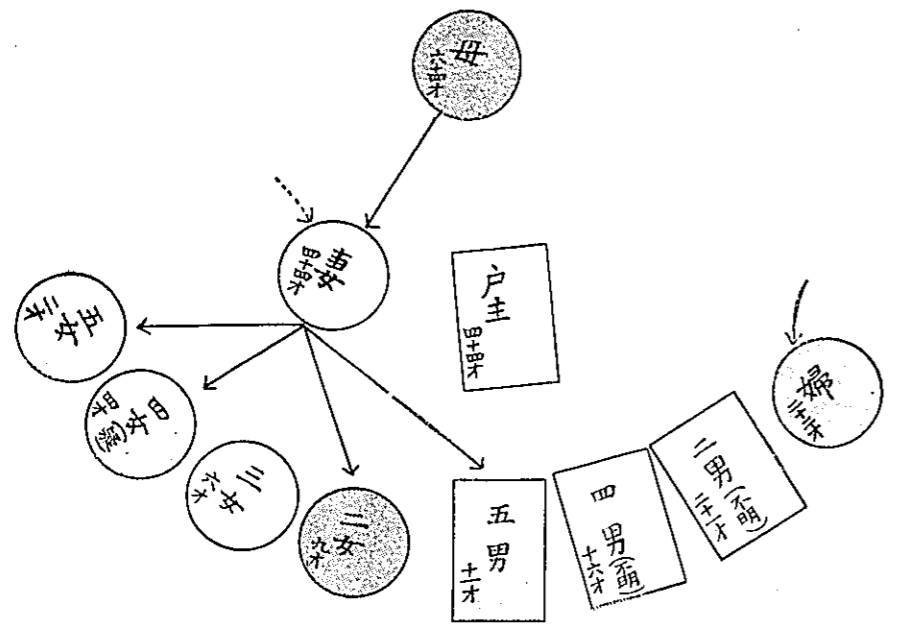
以下縣下濃毒地方の數家庭に就き、特に調査したる「トラホーム」家族傳染事例を擧げたり其甲より乙に傳染したるものとの想像は主として「トラホーム」の新舊を根據として定めたるもの、點線は嚴格の意味に於ては不明なるも實狀より推して斯くもありたるならんと思料せらるゝ傳染徑路を示すものなり。

#### 凡 例

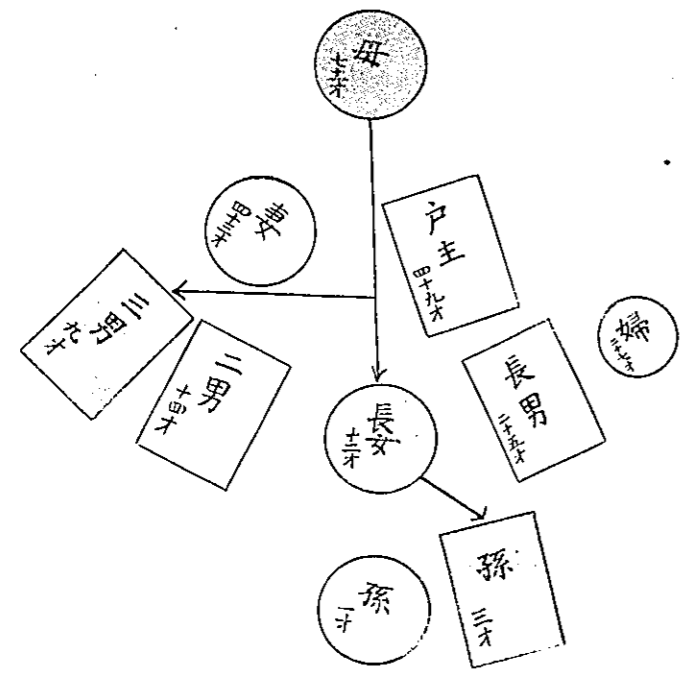


#### 北蒲原郡龜代村 中○藤○郎

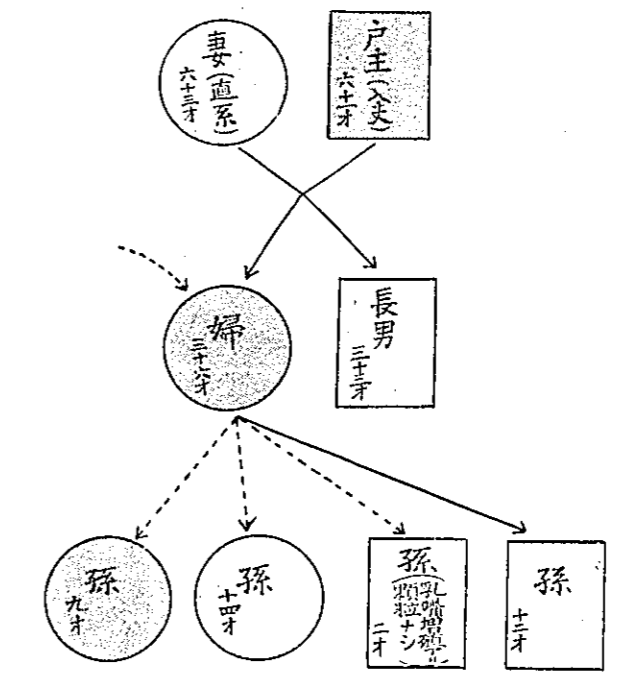




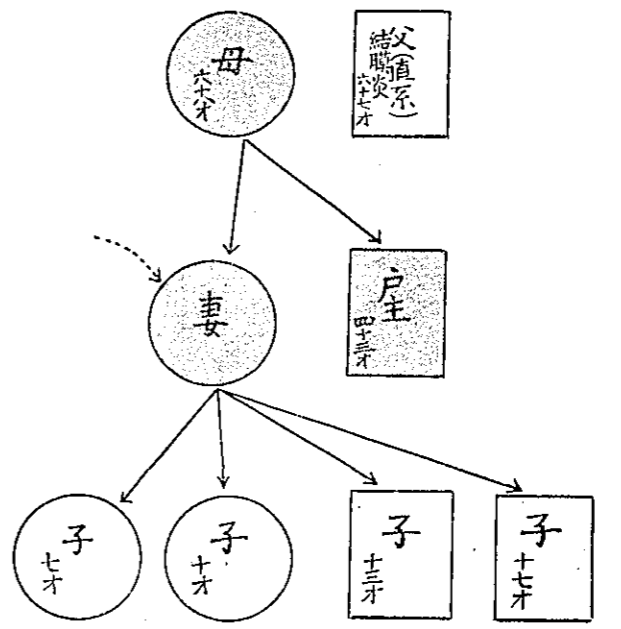
龜代村 渡○理○



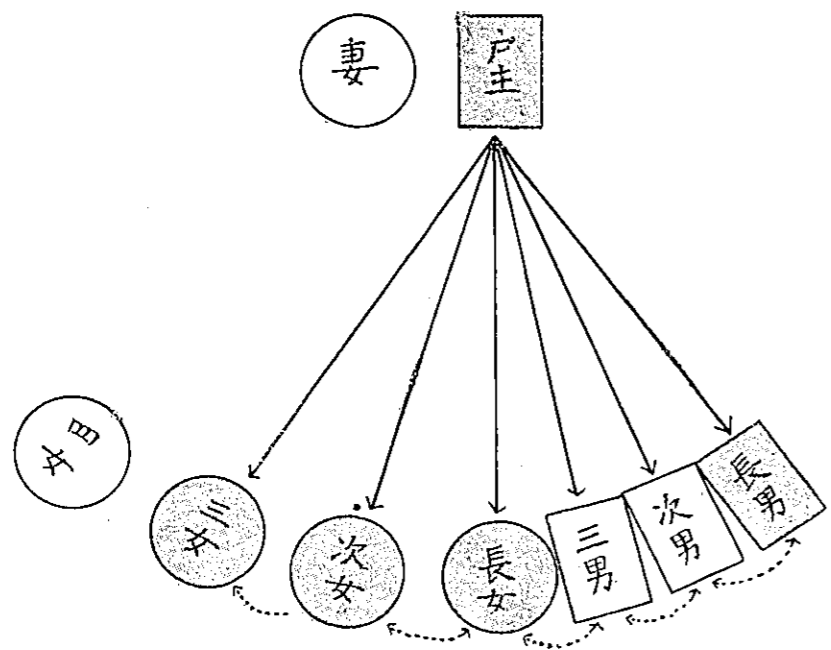
渡○力○



北蒲原郡龜代村 高○彌○次

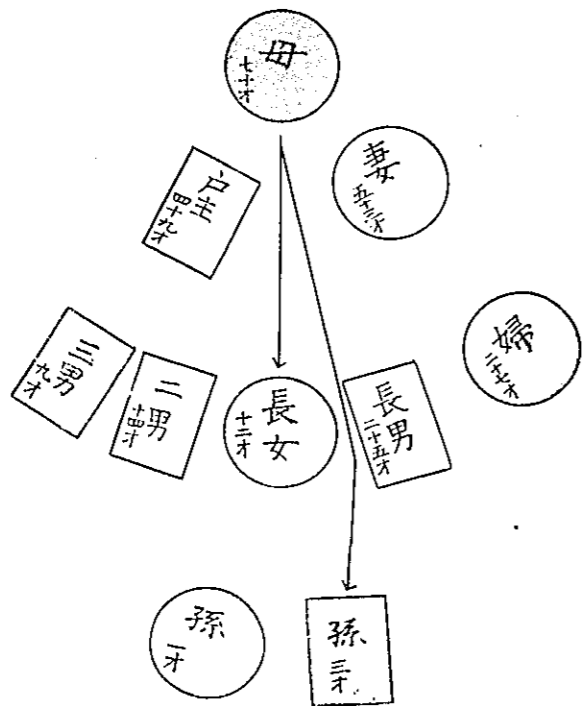


高○甚○



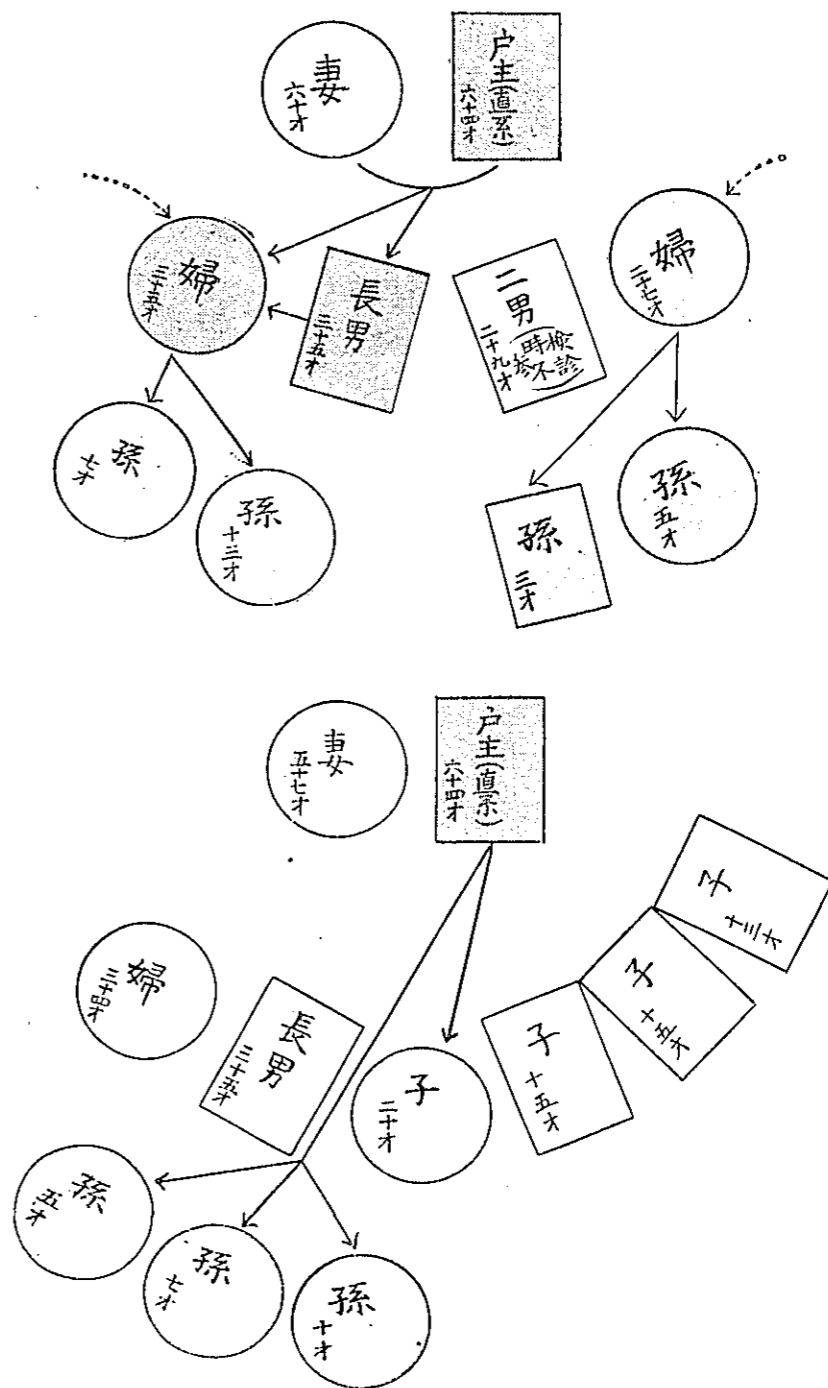
中蒲原郡白根町

基



北蒲原郡龜代村

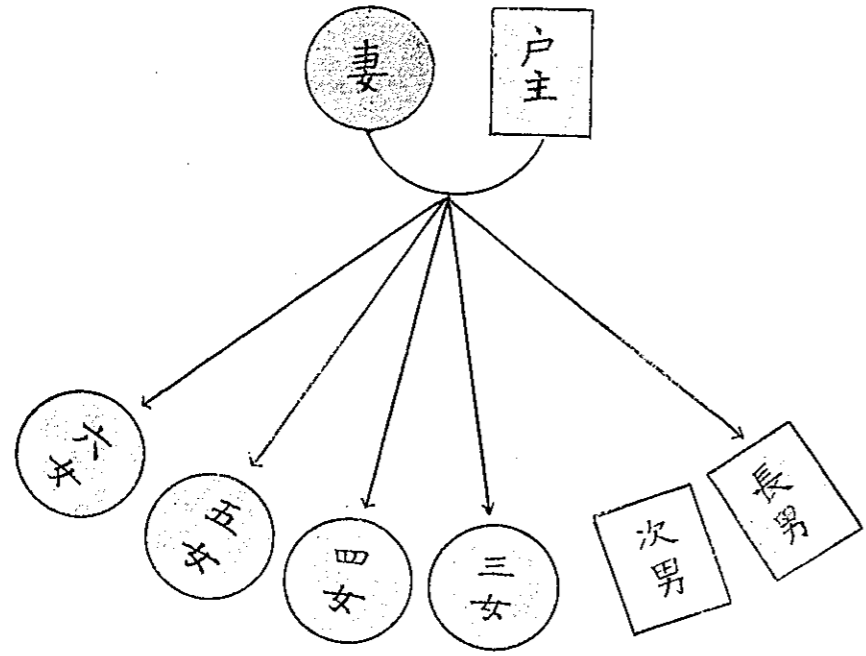
渡



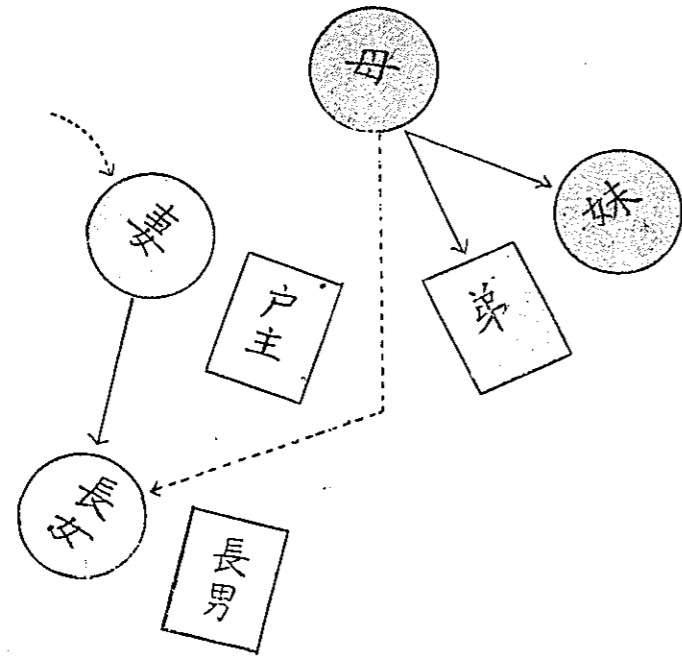
龜代村 北

龜代村 渡

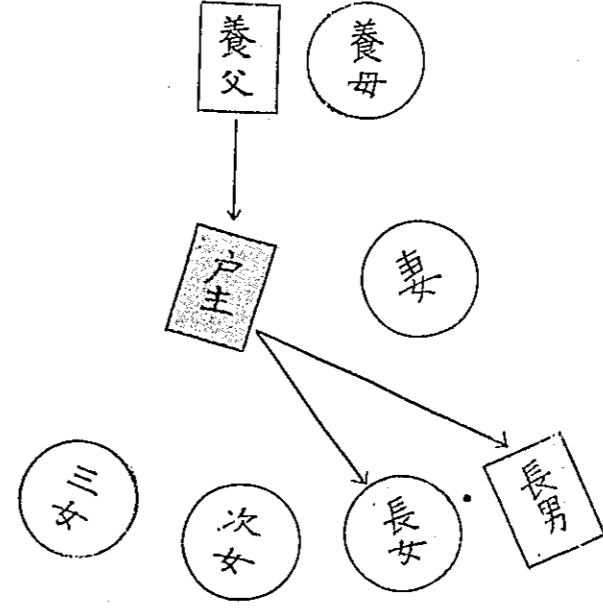




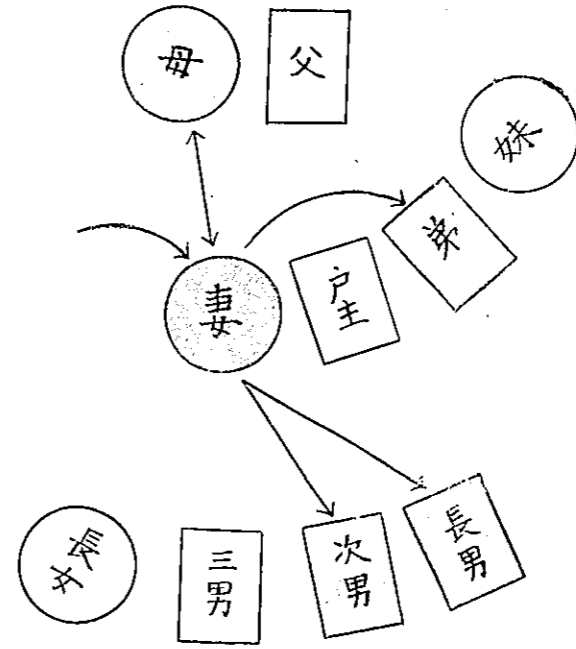
中蒲原郡白根町 農業 某



中蒲原郡白根町 鮮魚商 某

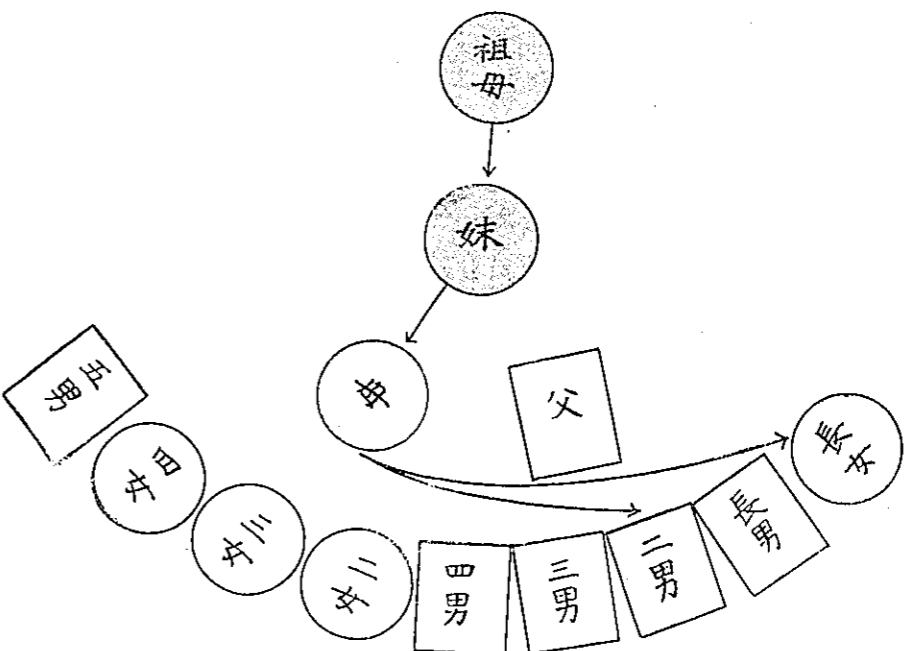


中蒲原郡白根町 農業 某

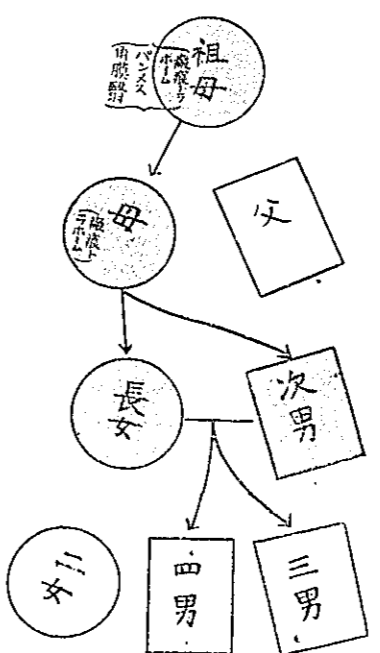


中蒲原郡白根町 鉞力屋 某

中蒲原郡白根町 農業 某



中蒲原郡白根町 左官職 某



## 第二節 「トラホーム」の病原に関する研究史

「トラホーム」の病原に關しては、古來幾多の學者に依り、苦心研究されたるも、不幸猶未だ酬ひらるゝに至らず。乍然其研究の跡を温ぬるも亦全く無益の業にあらざるべきを以て、今左に大要を述べんとす。

### 第一、「トラホーム」病原研究の推移

古來「トラホーム」病原體として發見せられたるもの數知れず。多くは細菌其他の微生物なれども中には又色素、顆粒包括體と稱せらるゝ如きものあり。其大要は擧げて一覽表に一括掲載したる通りなるが、就中近年に至り病原史上重きを爲し、且多數學者に依り、幾多追試研究せられたるものは、「プロワツエック」小體にして、最近又「トラホーム」研究海に巨石を投じたるは野口桿菌なるべし。

一、「プロワツエック」小體  
一九〇七年四月 Provazek, Halberstädter はシブツアに於て「トラホーム」研究の際結膜上皮中「ギームザ」に染色する一種の原始小體を發見せり。所謂「プロワツエック」小體にして結膜上皮の原形質中に存する微小なる點狀物の集合なり。

同年 Graef, Prosch, Krausen 等も之と關係なく同様の報告をなし、爾來此れに關する研究續出(Axenfeld, Morax, Leder, Herzog, Lindner, Hesse, Goldbers, Mc. Kee, 野口, Nicole, 小玉, 宮下, 脇坂, 富島, 江口, 小柳, 坂口等)せり。今其「トラホーム」患者よりの檢出率に關し、報告せられたるものを綜合すれば如次。

「プロワツエック」小體檢出程度

報告者	新鮮「トラホーム」		陳舊「トラホーム」		計		日本人
	檢査數	「プロワツエック」小體	檢査數	「プロワツエック」小體	檢査數	「プロワツエック」小體	
Heymann,	二一	一〇	五二	七	七三	一七	坂口、桐淵
Grüter,	三一	二一	一九	一	五〇	二一	小玉
Guttenand,	一〇六	四七	一	一	一〇六	四七	宮下
Bleth-Bethi,	八	六	七	一	一五	七	脇坂
Rosenhauch,	一〇	一〇	八〇	二五	九〇	三五	
Noguchi-Cohen,	一四	一四	九	四	二三	一八	
							七%

報告者	新鮮「トラホーム」		陳舊「トラホーム」		計		日本人
	検査数	「プロツエック」小體	検査数	「プロツエック」小體	検査数	「プロツエック」小體	
Vasjinskiy Dimsky.	一三	一二	一六	九	一八一	二一	
Stargardt.	三	三	八		一一	三	
Hesse.	四	一〇	二五	六	六八	一六	
V. Reis.	九	二	七〇		七九	二	
Wakatsuka.	二八	一九	三七	八	六五	二七	
合計	二六九	一五四	四七五	一・二六〇%	七四四	二一四	

右に依つて見れば、新鮮「トラホーム」に於て五二・〇%陳舊症に在りては僅かに一・二六%の發見率にして、之れを以て病原性を云爲せんとするには、聊か心細き状態なり。

「トラホーム」外結膜疾患に「プ」小體發見例

一方又「トラホーム」外の結膜疾患に本小體を發見せる幾多報告あり。即無療痕治癒結膜炎、及偽膜性結膜炎 (Mr. Neddén)、「チフテリア」性結膜炎、及成人膿漏眼 (Flemming)、「單純結膜炎 (Thierfelder)」、「春季カタル (Botteri, Lindner, Ledato)」、「健康結膜及「モ、ア」結膜炎 (Tshikovskiy, 小柳, Standeman, Mihail 等)」、「麻疹兒の健康結膜 (Mc. Kee)」、「豚「メント」豚結膜上皮 (Uhlenhuth)」、「濠洲の「ヒビテリオリニス、デスクワマチーバ」なる結膜炎 (Lieber, Prowazek) 等に於ける發見之れなり。

又非淋菌性初生兒膿漏眼に本小體を認め (Stargardt, Heymann.) Prowazek, Halberstatter も右同様非淋菌性膿漏眼に、本小體を證明し之れに、「包括膿漏眼」の名稱を付し、近時又浴槽結膜炎にも該小體を發見し、最近に至りては、初生兒包括膿漏眼の母地を、母の生殖器に索め尿道口上皮を検して、同様のものを検出せり (Prowazek, Halberstatter)。

「プ」小體人眼險接種試験

Wolfram は一人の包括膿漏眼の分泌物を、二人の大人結膜に接種したるに、一人は「トラホーム」様顆粒を生じ、痕痕を以て治癒せるを見、(Sch) は十二人の健康大人結膜に、分泌物を接種せしに、三乃至五日を経て乳嚙増殖及腫脹を來し、其或例に於ては、輕度に顆粒を發生せるも徐々に炎症去りて痕痕なしに治癒せりと報じ、又

Lindner は「トラホーム」と包括膿漏眼との同一性を唱へ、元來生殖器の疾患なるも、眼に入りて頑變し、「トラホーム」に變ずるものと考

へ、「トラホーム」材料を狍々の陰部に移植し、次に九日後更に狍々の眼に移して、「トラホーム」性炎症を起し得たりと云ふ。氏は又最近に至り(一九二五年ウキーン)、婦人生殖器の該小體を、大人結膜に移植して「トラホーム」様炎症を起さしめ得たる處より、此れを狍々の「トラホーム」なりと論ずる等本病と「プ」小體との同一性を承認せんとするものあり。

「プ」小體の培養

「プロワツエック」小體の培養に關しては、極めて多數の學者が種々の培養器に、好氣性、又は嫌氣性に試みたるも、遂に成功せず (Prowazek, Halberstatter, Greiff, Leber, Herzog, Lindner, Heymann, Morax, Botteri, Kömer-Jahnlein, Verderamet, Axenfeld McKee, Gallenga, Bertarelli-Ceaheteto 以下) 而して培養に於て陽性成績を挙げたるは、野口及 Cohen なり。兩氏は一九一三年嫌氣性臟器培養を行ひ、「プ」小體類似生物を發見せるも、動物試験の陰性なるより、遂に斷定を下さず。尙之れを追試したるものあれば (Paparcome, Koooy, Salt 等) 成功に至らず、然るに

大正十四年馬島(名古屋)は「プ」小體の培養に成功し、且數代重ねて培養し得るのみならず、「フイオン」、「ゲラチン」、「牛乳等にも發育し、代の経過と共に變形すること及人、猿に移植して單純結膜炎を起すこと等を報告せり。

以上の如く「プ」小體を幾多他種眼炎に證明する他方「プ」小體と本病との同一性を承認せんとするものある等議論漸く酷ならんとする折柄、之れは又聊か目標を變へて、本小體を「トラホーム」の初期診断に活用せんとするもの現はれたり。アルノルドピット(ウケン大學) (J. L. Arnold, Bd. 55, S. 426) によつて、最初期「トラホーム」患者三八名を検し、八九・〇%を發見し、他の結膜殊に濾胞性疾患に決して、此の事なきを以て、初期「トラホーム」診断上、就中傳染性、非傳染性「トラホーム」の區別に妙なる旨を報告せり。「プ」小體に關し更に興味ある報告あり、即

クラウツツ (Klinica ocnu, Tg. 2, H. 34 S. 143, 1924) によつて氏は初期「トラホーム」の顆粒を「ピンセット」にて取出し、之れを「ギームザ」液にて染色鏡檢するに、純白血球像を呈すること恰も彼の白血病に等しく、他の眼病と全然異なる旨を記載せり。

右の報告は只抄録に依りたるを以て、果して包括體類似のものありしや否判明せずと雖も、近時會々妊娠海瘻血中「プ」類似小體現はれ「クルローフ」小體と名けられ(細菌學雜誌第二九五)、人血中にも發見さる旨を報告ありたるを想起し、以上「プ」小體に關する幾多の報告と對照照想するとき、「プ」小體も亦血中に其源を發し、白血球浸潤を起す諸種の結膜炎に常在するものにあらずや」の感を起さしむ、記して以て將來の研究に俟たんとす。

二、野口桿菌

一九二七年野口はアメリカインデアン學校生徒に就き、定型的「トラホーム」患者にて二—四年末處置のもの五名を選擢し、之れに付切除術を行ひ、其病竈物質を以て培養を試み、五種の菌を得たり。此の中四種の菌は「マカクス、レーゼス」に實驗したりしも何れも陰性に終り。然るに他の一種の特質の培養基に培養せられたる「グラム」陰性桿菌を以て、十二の猿に接種せし一例は陰性、三例は炎症少時に終て治したるも、他の八例は接種後二乃至四週を経て明かに顆粒を作へる結膜炎の像を呈し、二乃至五ヶ月後には軟骨の肥厚等に至るまで、全く人間の「トラホーム」と其臨床像符合し、一例は七ヶ月後に結膜に癩痕を形成せり。何れも一眼にのみ接種したれども、八例中七例は自然に他眼にも傳染し、一例だけは實驗的に傳染せしむる迄一眼に止まりき。

氏は此の猿の材料を更に「マカクス、レーゼス」及類人猿に接種して「トラホーム」と同様の變化を見、その組織標本を作成して人の「トラホーム」と同様の所見を得たりと云ふ。

三、其他の病原説

尙別記一覽表の外本病と鼻病との密接なる關係を論じ(アリ、フアイゲンバウム)、或は結核との因縁を考(ウキンスキー)甚だしきは本病を以て土壤菌に依る不潔病とし、元來土壤に縁ある動物病にして兎、猿に類「トラホーム」を起し得、之れが人間に轉ずれば即「トラホーム」となる (Nicolle, Russ, Arch. f. Oph., 1927 H. I. S. D.) と云ふが如きは最も奇抜なるものに屬すべし。

以上は本病原研究に關する推移の概要なり。顧れば古來本病原として檢出せられたるもの枚擧に遑あらず、此の間學者の努力誠に敬すべきものあり。然も其病原性に至りては何れも其影薄く、最近學界に重きを爲したる「ブ」小體、及野口菌さへ今尙疑雲の間に徘徊せり。只此の間研究上の着眼並に研究方法の進歩等より考へ、漸次病原闡明の彼岸に接近しつゝあるやの感なくんばあらず。

次表は右に關する一覽表なり。

病原研究推移一覽表

所 説 病 原	發 見 研 究 者	根 據	時 代
一種の桿菌	Hirschberg, Krause.	七例の「トラホーム」に就て檢査せし結果、急性及惡急性「トラホーム」に於ては一種の桿菌を發見せり、然れども慢性「トラホーム」には之を檢出し得ざりしと	一八八一
		多少共に潤滑せる分泌物を有する「トラホーム」にありては、常に一種の分裂菌を檢出し得、此者は圓球形にして淋球菌よりも稍小なり、然れども其培養上の形態は殆ど同一なり、此球菌は「トラホーム」及初生兒膿漏の分泌物中に固有にして、分泌物中に孤立して存在せること稀にして、二—三—四箇群をなして來る、然れども連鎖	

圓球形にして淋菌よりも小なる一種の球菌 (トラホーム球菌)	Sattler.	又は大群集をなして來ることなし、此者の培養物(純培養にあらざる)を以て種々の方法を以て動物に接種試験をなしたるに皆陰性なり、又慢性「トラホーム」の顆粒内容を結膜に接種したるに、七日の潜伏期を以て著明なる變化を惹起せしめたりと、又顆粒の内容を糖加「ブイオン」又は魚膠に移種し解剖器内に收め得たる培養物を以て接種試験を試みしに、八日の潜伏期を以て發病せし一例を得たりと、尙同氏は翌年に至り同菌は新鮮なる膿瘻の分泌物に於てのみ成功するものなりと報告し、人の結膜に培養物を接種して五日の潜伏期の後一例の陽性成績を得たり、然れども之の「トラホーム」様變化は緩和にして數週日の後治癒せりと云ふ。	一八八一 及 一八八二
淋菌よりも小なる双球菌 (トラホーム球菌)	Michel.	顆粒内容を「アガール」に移種せしものより「コロニー」を認め得たり、此のものは培養基の表面に擴張する厚き被膜を形成し其色は稍灰白色を帯べる白色にして後には稍黄色を加へ倍に濕潤し光澤ある表面をなし其の「コロニー」の境界は割然たり、「コロニー」を白金線を以て獲取せんとせば粘液様にして稍牽線性狀を有す、「フランク」及「メナール、ピオレット」を以て染色するときは双球菌にして淋菌に類し「ザルチナ」様に四聯狀塊をなす傾向あり其の大き淋菌よりも小なり、「グラム」陽性なり、此の純培養を兎の結膜、前房脊部の皮膚に接種せしに其結果は皆陰性なりき、其後人の結膜上に數度の接種試験を試みしに漸く一例の陽性成績を得たり尙此細菌を耳前腺中にも檢出せりと。	一八八六
淋菌より小なる球菌	Poncet.	角膜の肉芽症の一例に於て「グラム」染色法により淋菌より稍小なる「トラホーム」球菌を檢出せりと。	一八八六
サットレル氏と同様なる球菌	Schmidt.	「トラホーム」六十二例に就て其分泌物及顆粒内容を鏡檢し、且培養試験を行ひ同時に其の得たる純培養を以て、犬、猫、兎、鼠及鳩に接種試験を行ひたり、サットレル氏の檢出せる菌と同一なるが如しと云ひ、形態學上醗酵性葡萄球菌に類す、血清及「アガール」に於ては其割線に沿ふて灰白乃至乳白色の「コロニー」を生じ「セラチン」は液化す、然れども時としては甚だ除々として多くの時を要することあり、培養上の發育は三十六度乃至三十八度に於て最も盛なり、鳩には容易に「トラホーム」を起さしめ得、哺乳動物にありては數回の接種の後始めて成功せり、人類及接種動物にありては其結膜組織の總ての層に進入することを見と。	一八八七
ミツヘル氏球菌と同一なるもの	Goldschmidt.	癩痕性「トラホーム」の顆粒をとりて肉汁「ペプトン」加「ゲラチン」及「アガール」に移植し純培養を得て研究しミツヘル氏の球菌と同一なりと云へり。	一八八七
ミツヘル・コールトシエ ミット氏と同様なる球菌	Stadenit.	「トラホーム」の分泌物及顆粒内容より重球菌の培養を得たり。之はミツヘル・コールド、シエミット氏等の者と全く同一物にして顆粒内細胞中に檢出するを得、又其の純培養を兎の結膜に接種して「トラホーム」を惹起せしめ得たりと。	一八八七